

川崎市公告第62号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年1月15日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度汚泥処分業務委託

(2) 履行場所

川崎市近郊

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 概要

給食室内部の排水管から学校敷地内の最終排水管（埋設管）までの排水導入管内部や、最終枡及びグリストラップ又は排水槽内部の洗浄の際に排出された汚泥やグリス等の処分業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」・種目「産業廃棄物処分業」で登録されていること。
- (3) 処分場所の自治体における、産業廃棄物処分業の「汚泥」及び「廃油」の処分業務許可を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 川崎市又は横浜市、東京都区内に中間処理又は最終処分場所があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

提出された競争入札参加申込書等を審査した結果、当該業務の入札に参加することが認められた者に限り、入札に参加することができます。競争入札参加申込書等は、3（1）の場所で配布します。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和8年度汚泥処分業務委託受託事業者公募」（<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000172795.html>）において、

ダウンロードすることができます。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室〔小学校給食〕 担当 植松

電話：044-200-3894（直通）

FAX：044-200-1810

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

（ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。）

(2) 配布・提出期間

令和8年1月15日（木）～令和8年1月21日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 提出方法

持参又は書留郵便とします。ただし、書留郵便による場合の提出期限は、令和8年1月21日（水）午後5時までの必着とします。

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 処分場所の自治体における産業廃棄物処分業許可証の写し

「汚泥」及び「廃油」の処分業務許可が分かるものを提出してください。

中間処理施設を有している場合は、中間処理施設の産業廃棄物処分業許可証の写しも提出してください。

許可証の更新手続をしている場合は、更新手続に関する書類の写しを提出してください。

(5) その他

ア 提出された競争入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争入札参加申込書等に関する問合せ先は、上記（1）の場所とします。

4 資料の縦覧

3（1）の場所、3（2）の期間で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により競争入札参加申込書を提出し、当該業務の入札に参加することが認められた者には、令和8年1月23日（金）までに競争入札参加資格確認通知書を交付します。

また、競争入札参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。交付は、令和7・8年度川崎市業者委託有資格業者名簿に登録の電子メールアドレスにメールで送信

します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込みを済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 問合せ先

入札説明書に添付の「質問書」にて受付けます。メール・FAXで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

イ 質問受付期間

令和8年1月23日（金）～令和8年1月29日（木）

（土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分

(2) 回答

ア 回答予定日 令和8年2月3日（火）まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、競争入札参加資格があると認められた入札参加者全社に対して電子メールで回答します。質問がなかった場合には、連絡はいたしません。なお、回答後の再質問は受け付けません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加資格申請について、虚偽の申請をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和8年2月6日（金）午前10時15分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所南庁舎 7階会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、委任状の提出、及び入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印（委任状に押印したものと同一印鑑）が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、

代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、1 m³あたりの単価（税抜）を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

（３）入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

（４）落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

（５）入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第 7 条に該当する入札は無効とします。

（６）入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類（委任状）を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

（７）再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

9 契約手続等

（１）契約保証金

川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の可否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) この公表に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を要します。